



平成30年度「週休2日制工事（発注者指定型）」試行の概要

～ 防衛省における建設業の働き方改革への取組 ～

【週休2日の考え方】

- 現場施工期間（工事着手日から工事完成日までの期間）において4週8休以上の日数を現場閉所として一切の工事を行わないこととします（夏期休暇及び年末年始休暇は除く）。
- 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めることとします。

【取組への評価】

工事完成後、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を達成した場合は、工事成績において加点評価をします。

【入札公告による明示】

試行対象工事は、入札公告等において「週休2日制工事（発注者指定型）」の試行工事であることを明示します。

【適正な工期の設定】

- 適正な工期を設定して、入札公告で示します。
- 具体的には、
 - ・ 「週休2日」を踏まえて工期を算出するシステムなどを参考にします。
 - ・ 施工準備期間、後片付け期間等を適切に考慮します。
 - ・ 土木工事では標準歩掛等による作業日当たり標準作業量を参考に設定します。
 - ・ 雨休率を適用して作業ができない日数を考慮します。
 - ・ 内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程に全体のしわ寄せが生じないように配慮します。

【工事費の積算】

- 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に、それぞれ以下の補正係数を乗じた率を用いて算定します（建築・設備工事においては労務費のみ）。

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	共通仮設費	1.04
機械経費（賃料）	1.04	現場管理費	1.05

- 週休2日を達成できなかった場合、週休2日制工事として積算した労務費等について設計変更により減額します。

【取組の確認方法】

- 工事着手前に「現場閉所計画書」で閉所計画を立ててもらいます。
- 施工期間中、監督官は平素から現場閉所の状況を週間工程表などで確認します。
- 受注者の責によらない工程変更が生じた場合、適切に工期の変更を行います。
- 工事完了後、「現場閉所実績報告書」を提出してもらいます。